

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹 印

通報受理日	令和4年4月14日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時分～時分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 (※) ・匿名 	所属部署
通報内容	<p>1. 公的機関である市内各小中学校は、加入が任意であるPTAに対して、生徒や保護者の同意なく児童・生徒の個人情報を提供したり、PTA会費を学校が引き落とししたりしている。このことは、個人情報保護条例に違反する行為である。</p> <p>2. 仮に、PTAが学校側に個人情報の提供や、会費の引き落としに対する便宜を図る旨の契約があったとしても、その行為は条例違反であるため無効とされるべきものである。</p>	
調査経過	<p>令和4年4月14日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年4月15日 受理報告書を提出、事務局に調査依頼</p> <p>同年4月20日 事務局より関係資料を受理、ヒアリング</p> <p>同年5月17日 事務局より追加資料受理</p>	
調査結果	<p>第1 PTAに対する個人情報の提供について</p> <p>1. 法及び条例</p> <p>(1) 個人情報保護法第27条は、次のとおり、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないとしている。</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>(2) また、三田市個人情報保護条例は、第14条で、次のとおり規定している。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第14条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。(以下略)</p> <p>(3) したがって、学校がPTAに対し、児童・生徒の個人情報データベースを提供し、使わせることは原則としてできない。もっとも、同意があれば提供する</p>	

ことができる。

2. 教育委員会及び市内学校の対応

(1) 教育委員会に確認したところ、教育委員会から各学校長に対して、個人データを第三者に提供するにあたっては文部科学省のガイドラインに沿って個人情報の利用目的を通知又は公表したうえで同意を取るよう通知している（平成 28 年事務連絡）。各学校においては、都度保護者に対して承諾を取るようになっている（例えば地区登校班名簿に関する承諾書）。

児童・生徒の個人情報の取り扱いについては、市内各学校は、入学の際、単位 P T A ごとに保護者から承諾書を受け取っている。また、保護者と P T A との関係については、保護者が P T A 入会申込書及び個人情報の取り扱いに関する同意書を提出している。

(2) このように、市内の小中学校は、P T A に対して、児童・生徒ないし保護者の同意を得て個人情報を提供することとしている。もっとも、法令に沿った取り扱いの実施については、教育委員会は基本的に各学校に任せているとのことである。

3. まとめ

そもそも、単位 P T A としては、学校その他一定の情報を保有する機関の協力がなければ、どの児童・生徒が新規に入学し、誰が保護者として P T A 加入資格を有するのかを把握することも困難なはずである。例えば、P T A 入会申込書を配布すべき対象者の把握そのものも、本来は容易ではないはずである。上記「児童・生徒の個人情報の取り扱いについては、入学の際、単位 P T A ごとに保護者から承諾書を受け取っている」というプロセスのいずれかの場面で、何らかの問題が発生する可能性がある。現在の取り扱い状況を見る限り、特段法令違反の取り扱いがあるとは認められないものの、引き続き注意していくことが必要である。

他方、児童・生徒の安全を図る取り組みを進めるうえで、P T A との連携は重要である。個人情報を活用することが、杓子定規に否定されるのは望ましくない。法令で認められる範囲内で、同意を得る等し、円滑な協力関係の維持・拡充が求められる。

第2 P T A 会費の学校での引き落としについて

1. 市内学校での実態について

(1) P T A 会費は、月ごとの学校徴収金の引き落としのタイミングで、同時に保護者の口座から「P T A」会費として引き落とされている。学校との関係では、教育委員会が各学校に対して、P T A との委任契約の締結が必要であることや、学校から保護者に対して学校徴収金の中に P T A 会費が含まれる旨を説明するよう通知がなされている（平成 28 年）。

(2) P T A 会費の徴収事務を学校が行っていることが直ちに違法とは言えない。また、個人情報保護条例に違反しているとも言えない。

もっとも、学校徴収金と一緒に P T A 会費を徴収するに際して、十分な説明

	<p>がなければ、PTAが強制加入であるかのような誤解を招きかねない。各学校における詳細な調査はできないが、保護者に対する説明を十分に行うことや、徴収について事前の同意を得ることについては、継続して注意が必要であろう。</p> <p>(3) また、本通報では直接指摘されていないが、PTA活動においても個人情報保護法を守ることが求められる。PTAが会費の徴収を学校に依頼するにあたっては、PTAから学校に対して、誰から徴収すべきかを伝える必要があるから、PTAは会員情報を学校へ提供することになる。保護者に対する説明をせずに学校に情報を渡すと個人情報保護法に反するおそれが生じる。PTAの側にも、法に沿ったプロセスの遵守が求められる。</p> <p>2. まとめ</p> <p>現時点で具体的な法令違反の事由は認められないが、今後とも、各学校において適正な手続きに留意しつつ、PTAとの円滑な協力関係を保っていくことが求められる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付資料の内訳	
備 考	